

## 一般事業主行動計画

従業員が仕事と家庭を両立しながら働ける環境をつくることにより、その能力を十分に発揮できるようにするため、次のような行動計画を策定する。

### 行動計画Ⅰ

育児休業等に関する就業規則の周知および法制度の情報提供のための行動計画

目標：育児・介護休業制度のさらなる周知、および関連法律に関する情報提供を従業員に対し行う。子供出生時における父親の休暇取得啓蒙

① 計画期間

平成23年4月1日～平成27年3月31日までの4年間

② 対策

- 就業規則の認知度の調査
- 就業規則の認知度の調査結果に基づき、社内規程の解説、社会制度等の情報提供を盛り込んだ広報用資料の作成および社内ホームページ掲載、掲示等により従業員への周知を図る。

### 行動計画Ⅱ

育児をする社員の職業生活と家庭生活の両立支援のための雇用環境整備

目標：子の看護休暇および介護休暇の取得単位1日を半日単位で取得できるように規程の整備を行う

① 計画期間

平成23年4月1日～平成27年3月31日までの4年間

② 計画期間

- 社内検討開始。
- 就業規則改正の準備開始
- 制度の導入。社内ホームページ掲載、掲示等により従業員に周知する。

以上